

寛保く延享期における大坂町奉行所の 金銀出入取捌法改革

安竹貴彦

一 はじめに

迅速性・先進性・債権者保護などの特徴を有する大坂法（大坂町奉行所に特徴的な出入筋の手續）、とりわけ金銀出入取捌法の基本的枠組は、いわゆる「享保の国分け」による大坂町奉行所の大幅な権限拡大に伴い、享保五年から七年（一七二〇～二二）にかけて、幕府中央との数度の交渉を経た上で形成されたが、その後も幕末に至るまで、細部には絶えず修正・補充が加えられ独自の体系を發展させ続けた。これらの改正は主として東西各大坂町奉行所での先例（取捌）の蓄積、あるいは両町奉行・吏員間での定期的合議（評儀）の記録という手段により行われたが、先行研究中の引用史料や管見の大坂町奉行所関係文書からは、享保期以降にも集中的に手が加えられ、大坂法にとって画期と目される時期が幾つか存在したことが窺われる。その一つが今

回本稿で取り上げる寛保く延享期であるが、この時期は大坂東町奉行松浦河内守信正の任期（元文五「二七四〇」四月く延享三「一七四六」年四月）にほぼ対応している。『徳川實紀』に「ざえ（才）かしこく。しかも人を率るの量ありければ。いつしか御目にとまり。徒の頭にぬきんでられ。いくほどなく目付になされ。大坂の町奉行にす、む。後任所にありしほど。訴を聞さま人に超たる事多かりし（後略）」と評され、各種史料に「大岡裁き」に類する逸話を遺すほどの能吏として知られた松浦は、延享元（一七四四）年一〇月頃から、新任の大坂城代堀田相模守正亮との上申・下達（窺と指図）の反復を通じて大坂町奉行所の改革を精力的に断行したが、この時実施された諸施策の多くは、その後の町奉行所の組織形態や運営方法にも多大な影響を及ぼした。

筆者はかつて別稿において、この延享期の大坂町奉行所改革の概要と成果を記した史料「御役所諸事取計相改候品覚」を紹介し、若干の解説を加えたことがあるが、このなかにはたとえば、奉行所内訴訟関連施設の整備、用人・惣代の実質的審理からの排除とこれに代わる奉行・訴訟専門担当与力（新設の目安役・証文役）を中心とした新たな訴訟処理体制の確立、定期的内寄合日（月に六日）の設定とその場における集中的な「諸御用評儀」の導入、裁許申渡後の上証文・当座証文等の申付による裁許の規範力の強化、など出入筋にもかかわる数多くの改革がみられた。また、筆者はその際、

「大坂町奉行所の出入筋に関する各種史料のなかには、『享保六年兩奉行申合』という事項とともに、『延享二丑年兩奉行申合』『松浦河内守殿・久松筑後守殿御評義之上、延享二年丑〇月被仰出候』などと記された事項も多く見られ、この改正直後には「評儀」が活発に行われたと同時に、「大坂法」にとつては、原型成立時の享保期に次ぐ画期となったであろうことをうかがわせる」

と指摘したが、もう少し詳細にみても、延享期の改革以前においても松浦が主導したと思しき出入筋に関する改正は少なくなく、彼が大坂町奉行就任直後から積極的に大坂法の改革にも取り組んだことを窺わせる。そこで本稿では主として金銀出入取捌法を素材に、まず享保期の基本的枠組形成直後のこれに関連する幾つかの手續につき再確認し、次に松浦の主導により実施されたと考えられる寛保〜延享期の改正を概観することで、彼の改革が大坂町奉行所の金銀出入に及ぼし

た影響につき、若干の考察を行ってみたいと思う。

前稿に続き、今回も各種史料の閲覧・利用を快く許可して下さった大坂商業大学比較地域研究所の関係者各位に対し、深甚の謝意を表するとともに、各位の御教示を請うものである。

二 享保期の金銀出入取捌法

―裏書裏判・差日・病気断・先訴・利銀―

さて、神保文夫氏が紹介された史料「懸合一件留」により明らかとなった、享保期以前の大坂町奉行所における金銀出入取捌は、「対決之上、日数三十日切済方申付、不相済時者、二十日・十日・五日と段々拾式三切も日延申付、其上二も不埒二候得者、手鎖掛ケ、日切者不申付、双方相对二而済候歟、亦者身躰倒候迄者、其儘二而差置候（後略）」という緩慢な手法であったが、これが享保五（一七二〇）年一〇月に出された左の町触⁵

金銀出入可申付次第

- 一 始而訴出候節ハ、相手之方江唯今迄之通訴詔遣、裏判茂可出事
- 一 二度目対決之上二而埒明候様可申付日切之事
軽キハ二ヶ月六拾日、中分ハ五ヶ月百五十日、重キハ十二ヶ月三百六十日
- 右之通二而茂不埒之者ハ手鎖掛ケ、三十日過候ハ、身躰限可申付候事

一 右日切之内、過半茂済寄候ハ、又初之日数程日切を延し、其

上二而手鎖掛ケ可申事

右之通、来丑正月々令裁許之条、諸人存知候ため三ヶ月之間札ニシ
るし建置候間、三郷町中可触知者也

享保五年

子十月三日

安房

飛驒

三郷惣年寄中

にみられるごとく、出訴・裏判（始而訴出候節）↓対決の上、債務額
に応じた三種の日切申付（二度目）↓「不埒之者（未済）」への三十
日手鎖↓身軀限の申付、という迅速な手続へと改正されたことはよく
知られている。松浦は享保期に成立したこの基本原則じたいに手を加
えることはなかったが、後にみるごとく、これに付随する手続の幾つ
かを改正することにより、実質的に当初とはかなり異なる体系を作り
上げた。そこで、本章では彼の改正をより明確に析出するため、この
享保期の金銀出入取捌法のうち、裏書裏判、差日、病気断、先訴、利
銀の各制度を取り上げ、若干の補足を加えておくことにしたい。

まず当時、大坂町奉行所へ提出された訴状は、相手方（被告）の居
所により二種に大別されていた。前述の「御役所諸事取計相改候品
覚」には、次のような記載がある（二つ書きが改正前の状況、「改」
以降が改正時の手続）。

一 訴状裏書之儀、摂州・河州・播州并泉州在方者、両奉行致裏印、

願人江相渡、相手之者江遣候、大坂町中之分者、訴状裏書者不

致、尤奉行印形茂無之、御役所江詰候町惣代江訴状共相渡、町惣
代添書致し、向々相手方江遣来候事

「改」

摂州・河州・播州并泉州在方訴状者、只今迄致来り候通二仕、
大坂町中之訴状、町惣代之添書相止メ、御役所ニ押切印形拵
置、御役所之裏書ニ右印形を以、相手之者方江遣候

すなわち、延享期の改正以前の訴状は、「摂州・河州・播州并泉州在
方」と「大坂町中」により区別がなされており、前者が両町奉行裏
書・裏印の上で願人（原告）に交付され、これを願人自ら相手方へ持
参する方式（裏判訴状）であつたのに対し、後者は奉行裏書・裏印と
もに付されず、奉行所詰の町惣代へ訴状が渡され、惣代がこれに添書
の上、相手方へ持参するという方式（惣代付ケ訴状）が採用されてい
た。松浦も右に見えるごとく、惣代添書は廃止したものの、惣代を通
じた相手方への訴状送達方式は依然存続し、これが願人自ら持参する
形式に統一されたのは、寛延三（一七五〇）年一月のことであつ
た。

また、右に掲げた三郷町中への触一条目にみえる「裏判茂可出事」
という文言から、当初は「大坂町中」訴状も裏判付であつたという解
釈も成り立ち得るが、いずれにせよ比較的早い段階に町中訴状から裏
判は姿を消し、享保七（一七二二）年一二月に出された組触には

覚

一 大坂町中者何出入二而茂、裏判不出筈

一 撰・河・泉・播四ヶ國ハ、何出入ニ而も裏判出候筈

右之通申合、組中為心得申達候事

享保七寅年十二月十六日

と、金銀出入であるか否かを問わず、撰・河・泉・播四ヶ國の出入と大坂町中とのそれを、裏判の有無により峻別すべき旨が、町奉行所役人たちに對し達せられていた。⁸ なお、八田家文書の一つである「吟味役手留」によれば、享保六年には既に「両町奉行申合」により

一 在方訴訟裏書之事

如此新訴訟差出候間、埒明事ニ候者可相濟、申分有之は致返

答書、来月幾日罷出可令対決、若於不參ハ可為曲事也

何何月幾日

誰 印

誰 印

何州何郡何村

誰

庄 屋

年 寄

という両奉行連印の在方裏判訴状の裏書雛型が作成されていたが、次章でみるごとく、大坂町中の金銀出入訴状裏書の雛型の完成は延享二(一七四五)年まで待たねばならなかった。⁹ 在方訴状が享保期の段階で、いわゆる出入筋に典型的な形態(裏書・裏判と訴訟人自らによる相手方への送達)を有していたことに比べ、大坂町中の訴状は簡略かつ特異な形態(裏書・裏判無しと惣代による送達)を有するもので

あつたといえよう。

次に、差日(紛争当事者の町奉行所への召還日)に関しても、裏判訴状・惣代付ケ訴状ともに享保六年一月段階での詳細は不明であるが、後掲の病氣斷・日延願に関する同年六月の組触に「金銀出入二付訴状差上、惣代ニ而相手方へ遣、追・訴・之・時・双方呼出し候処……」「金銀出入訴状裏書對決日限并惣代付ケ訴状追・訴・之・節呼出候日限」という記述がみられることから、裏判訴状については既に町奉行所により一定の日限が定められていたものの、惣代付ケ訴状に関しては、訴訟当事者(原告)の追訴を待つてはじめて双方呼出の手続へと移行したとも考えられる。しかし、これは同年一〇月の左の組触¹⁰

覚

一 御裏判出候出入、三十日對決之積り、二日之訴状ハ翌月二日罷出

候様ニ御裏判書改り候、御用毎此積り成申候事

一 惣代付訴状も、初訴之時右ニ准、卅日め被召出候筈ニ候事

右之通両当番江為知置候得と、御立会ニ而被 仰渡候事

丑十月五日

により、裏判訴状が「三十日對決」となり、これに対応して裏書文言も変更されたこと、また惣代付訴状もこれに准じて同じく三十日呼出となり、両形式訴状ともに三十日差が原則となつたことが判明する。すなわち、差日についても金銀出入であるか否かではなく、裏判訴状(在方)か惣代付訴状(町中)かが問題とされており、しかも比較的早い段階で三十日への期間統一が実施されていたことに注目して

おきたい。

また、病氣断（相手方からの病氣を理由とする訴訟手続の停止）については、享保五年一二月の町触中に¹¹

一目安付候者病氣之断を申立、返答ニ罷出候儀数月延引之類、向後相改、若虚病をかまへ候ハ、急度可令沙汰事

と記され、翌六年六月の組触にも、

覚

一金銀出入二付訴状差上、惣代ニ而相手方へ遣、追訴之時双方呼出し候処、相手病氣ニ而不罷出時ハ、快気次第双方申合罷出候様ニ申渡候、右病氣之内、又外之者願出訴状惣代ニ而遣、及追訴呼出し候時、先達而願之者へ病氣快気候事不申通、後々願人計申合、對決出候族有之候、向後先達而之願人方江申遣、追而之願人一所ニ對決仕候様ニ可事、

一金銀出入訴状裏書對決日限并惣代付ケ訴状追訴之節呼出候日限、掛目安者江致相對差延候様ニ仕度者ハ、双方申合、其段可申遣候、返答之者虚病をかまへ候事相聞候者急度可致沙汰事
右之通とくと吞込候様ニ町々年寄共江可申聞候事

丑六月

とあることから、訴訟両当事者の合意があれば大坂町奉行所では基本的に對決の延期を認めており、病氣断に際しても虚病による對決欠席を戒めはするものの、「快気次第双方申合罷出候様」との申渡を行うにとどまっていた。さらに享保七年八月の組触でも

一公事返答之者煩之断、懸目安之者見届候旨不申出候ハ、御聞届成間敷候、返答之者煩之由申候共、懸目安煩ニ而無之由申候者、其品ニ分惣代見届ニ可被遣候間、右之趣兩当番可相心得旨申通候様ニと、御立会ニ而被仰渡候事

寅八月二日

川役人

と、病氣断には原告（懸目安之者）による被告（返答之者）の「見届（見分）」を義務付けはしたものの、その際、両者の見解に齟齬が生じた場合であっても、せいぜい場合により惣代を見届に派遣する程度であり、町奉行所自身が代理などを含めた出廷強制により、積極的に当該訴訟の促進を図る意図は未だ薄かったことが窺われる。

最後に、大坂町奉行所における金銀出入取捌法の特徴の一つである先訴（出訴日を基準に先訴者を優先する）制度については、多くの先行研究とりわけ近年では田中友恵氏による分析があり、詳細はこれらに譲るが、享保期の基本的枠組形成直後の先訴制度は、

一日切証文申付候後之訴訟者取上ケ不申候事
一日切証文不申付内ハ、何人訴状指上候共先へ遣し、或ハ裏判出之、何人成共日切証文申付候事

但、一日ニ何人も訴出、何人成共日切証文申付、相滞候而身体限りニ申付候節、右日切申付候者共二分ケとらせ候事

と、先訴者の訴額に応じた日切済方と日切証文の提出を相手方に申し付けるまでは、幾口でも後訴を受理するのが原則であり、身体限に至った際には、相手方の財産を複数訴訟人間で（債権額に応じ）分割

して受け取らせるといふものであった。また、一人の相手方に複数の訴訟人が競合し、かつ債権額の違ひにより異なる日切が設定された際には

一同日二壱人二日切手形数通申付候次第

六十日切

百五十日切

三百六十日切

右六十日切相済候得ハ、為請取候

但、六十日切不相済手鎖掛ケ候上、身体限り二成候時は、六十

日切・百五十日切・三百六十日切ともに銀高二応しわけとらせ候¹⁶

と、一番「軽キ（短期の）」日切―すなわち少額債権―を基準とし、この日切およびその後の三十日手鎖の間に、相手方が当該債務を弁済し得た場合には、これを受け取らせた（すなわち相手方には引き続き、より「重キ」日切の残日数が課されることとなる）が、この時点で当該少額債務をも弁済し得ず、身体限に至った場合には、相手方の資産を訴訟人間で銀高（債権額）に応じて分配することとされた。この方式では、各日切の満了毎に「手鎖掛ケ（病氣の際には押込）」による債務弁済を迫られることから、後に待ち構える身体限をも含め、これを回避したいと願う多重債務者は、少額債務から順次解決すべく努力することを求められ、また訴訟人にとっては―債権回収率に関しては別途考察が必要であろうが―少なくとも当初各人に申し渡された

日切から遠くない時期（あるいはより早期）に、身体限を含めた何らかの解決に至る迅速な手続であったといえよう。

また、この日切中の利銀についても

一金銀出入并家質・質地滞り、日切申付候内之利銀も申付候事¹⁷

と、金銀出入に限らず加算され続け、町奉行所から相手方に対し、その支払いが命じられた。

三 寛保と延享期の金銀出入取捌法改革

―裏書裏判・差日・病氣断・先訴・利銀―

前章で概観したごとく、享保期の大坂町奉行所は、在方訴訟と大坂町中の訴訟の区別には意を払ったものの、金銀出入とそれ以外の出入の取捌との間に、少なくとも差日や病氣断などの点では大きな差異を設けることはなかった。しかし、松浦河内守は自らの在任中にこれらの訴訟手続を整備するとともに大きな改正を加えることで、意図的に両者の峻別を試みようとしたものと考えられる。たとえば前章でも引用した「吟味役手留」には、寛保元（一七四一）年の東西両大坂町奉行（松浦と佐々美濃守）による申合として、次のような記載がみられる¹⁸。

「寛保元酉年両奉行申合」

一公事・訴訟日二差出候金銀出入訴状ハ三十日目呼出候積、裏書・

押切印形を以相手方江差遣候事

但、呼出日二相手病氣之旨相断、願人茂病氣見届無相違旨申之

候ハ、三十日宛兩度迄延遣、三ヶ度目呼出日者名代を以令對決候様申渡候事

「同年兩奉行申合」

一金銀出入之外相手有之願者次之公事・訴訟日を除、其次之公事・訴訟日ニ對決いたし候様令裏書、押切印形を以相手方江差遣候事但、呼出之日限相手病氣斷者、願人茂病氣見届無相違旨申之候ハ、次之公事・訴訟日兩度迄ハ延遣、三度目呼出名代ヲ以對決候様申渡候事

すなわち、ここでの変更点を整理すると、

①大坂町中の訴状については、「金銀出入」「金銀出入之外相手有之願」ともに裏書・押切印形の上、相手方へ遣わす（前章に掲げた「御役所諸事取計相改候品覚」の記述も参照）。

②享保期には等しく三十日であった對決呼出（差日）を、「金銀出入」は「三十日目呼出」とし、他方「金銀出入之外相手有之願」については「次之公事・訴訟日を除、其次之公事・訴訟日」へと短縮する。

③病氣斷については回数制限を設け、「金銀出入」「金銀出入之外」ともに二度までの延長を認めるが、三度目には名代による強制的對決を申し渡す。但し、②の改正に対応するものと考えられるが、「金銀出入」の延長期間は「三十日宛兩度迄」とし、「金銀出入之外相手有之願」のほうは「次之公事・訴訟日兩度迄」とする。

ということになる。このうち、まず①の訴状形態の改正に関しては、少し遅れて延享二（一七四五）年、両大坂町奉行（松浦および久松筑後守）の申合¹⁹により

「延享二丑年兩奉行申合」

一 町方金銀出入訴訟裏書之事

但、此訴出候間埒明候事ニ候ハ、家主・年寄・丁人立会可相濟、申分有之ハ致返答書、来月幾日迄之御用日令對決もの也

押切

何何月幾日東・西番所

何町

何や

誰

家主

年寄

丁人

と押切印を付した町方金銀出入訴状の裏書雛型が決定され、對決前の家主・年寄・丁人らによる内濟前置が明文化された。

また、②の「金銀出入之外相手有之願」對決日の三十日から「次之公事・訴訟日を除、其次之公事・訴訟日」への短縮は、後掲の病氣斷に關する寛保元（一七四一）年九月の三郷町中への触に、「金銀并諸出入共、惣代を以訴状相手之町へ差遣、三十日目對決之筈ニ候所」と

あることから、これ以降に実施された変更と推定することができ、ここから想起されるのはいわゆる「中抜裁判」（たとえば、延享三〜四年頃の「大坂武鑑」には、大坂町奉行所の「御用日」として二日、五日、七日、十二日、十八日、廿一日、廿五日、廿七日の計八日が掲げられているが、二日に出訴した場合、「次ノ御用日（五日）」を「壹ツ拔」き、その次の御用日（七日）に對決すべき旨の裏書を交付する）であろう。「中抜裁判」については従来、手形訴訟に関する特別裁判手続であるという一般的理解がなされてきたが、神保文夫氏は主に一八〜九世紀の史料を渉獵し、中抜裁判は手形訴訟のみに適用される特別訴訟ではなく、他種出入にも適用されるものであったことを明らかにされた。²⁰⁾しかし、右に掲げた史料から、中抜差―当時から既にそういう呼称であったかは別にしても―とは元来、「金銀出入」と「金銀出入之外」に差異を設け、後者により迅速性を付与するため、松浦の主導により寛保元年に導入された制度であった可能性が高いといえるのではなからうか。また、「評儀帳」の左の記述²¹⁾

「九十三之内」

天明二寅七月十九日

一裏印訴状金銀出入外之分差日改

「是迄裏印訴状二限、何出入二而も三十日差二候得共、以来者押

切訴状同様、趣意ニ寄中抜」

から、天明二（一七八二）年に、従来「何出入二而も三十日差」であった裏印訴状（在方）にも、「金銀出入之外」に限り、場合によつ

ては中抜を適用すべき旨を決定したことが明らかとなる。すなわち、「中抜差」とは元来、寛保期に押切訴状（大坂町中）の「金銀出入之外」に適用が開始された特例であり、天明二年以降に裏判訴状（在方）にも適用が拡大された制度であった。従来の通説にいう手形訴訟への中抜差手続の整備は、「評儀帳」などに散見される記述から、その後の天明〜寛政期にかけて行われたものと推測される。

また、③の病氣断についても同様に、この時の改革により「金銀出入」と「金銀出入之外」との間に差異が設けられた。寛保元（一七四二）年九月の町触²²⁾には

金銀并諸出入共、惣代を以訴状相手之町へ差遣、三十日目對決之筈
二候所、相手病氣見届、双方々断来候得とも、快氣次第申合可罷出
旨申渡候、然ル所近年病氣断多成、對決も相延候、輕煩も病氣与申
立候族も在之旨風説相聞、不埒之事二候、向後對決日病人有之者、
其町之家主年寄五人組立合、病躰見届、連判之口上書可断来候、尤
病人ハ是迄も一切他行致問敷候得とも、いよ々々左様可相心得候、
若他行之族相知候ハ、本人ハ勿論、家主・年寄・五人組迄答可申
付候、右之趣三郷町中借屋人迄可触知候、以上

とあり、病氣断による對決遅延の蔓延を防止すべく、病躰見届に新たに相手方の家主・年寄・五人組も立合いの上、連判の口上書を奉行所に提出するよう改められた。また、「大坂御仕置覚書」には、

一目安付候者、病氣之断を申立、返答ニ罷出候義、数月延引之類、
向後相改、若虚病迄構候ハ、急度可令沙汰事

「此儀、金銀出入ニ而相手病氣見届、年寄・五人組連印書付ニ、願人も致奥印断出候得者、初訴夕三十日宛日延、九十日迄ハ御聞届、其上にも病氣ニ候得者、代人を以對決被仰付候、併本人不出候得者難分り儀者、品ニより快氣いたし候迄對決御延し被遣候事も有之候、右者佐々美濃守殿・松浦河内守殿御評義之上、寛保元年酉十二月相極候事

但、跡式又代口物等之出入、或者奉公人出入等も右ニ准し、病氣断式ケ度迄ハ御聞届、其餘ハ代人ニ而對決被仰付候、然共本人不出候而者難決義ハ、是又快氣候迄對決御延シ被遣候事茂有之候事」

と、前述の「吟味役手留」同様の改正がやや詳細に記されており、この変更が同年一二月の佐々・松浦両町奉行の「評義」によるものであったことが明らかとなる。さらに、「當番所取捌寛²³」中の左の記述

病氣断之事

一 家主・年寄・五人組・掛目安之者、病躰見届、無相違旨連判取之、若五人組之内、他國抔江罷越候者ハ、名を書入させ、其訳下ケ札致させ請取之、双方共所之者差添、次之御用日罷出可對決旨被仰渡

但、町々年寄病氣断ハ、月行司・掛目安見届、連判之書付取之候事

一 在方病人断ハ、其村之庄屋・年寄・用聞丁人連判、其外右同断但、庄屋病氣断、年寄・用聞丁人・掛目安之者連判書付取之

一 病氣断帳ニ病人之名所、訴訟人之名記置、呼寄之日限帳面ニ書入、付札を致置、其日不罷出候得者、惣代江申渡呼寄、不参之訳相尋候上申上候、尤出入済候得者、其度毎点合掛り之惣代ニ致させ候事

一 金銀出入之分計、寛保元年酉十二月十二日夕左之通改

初三十日目、病氣断申出候ハ、又三十日目、何日迄之内快氣次第對決可仕旨申渡シ、其節病氣断申出候ハ、又々三十日め、何日迄之内對決可致旨、其時分も快氣不致候ハ、名代を以對決可申渡候事

から病氣断の手續を更に詳しく知ることができるが、ここで注目すべきは、従来の「快氣次第申合可罷出旨」の申渡を、寛保元年九月の改正時以降に「金銀出入」も「金銀出入之外」も等しく一旦「次之御用日罷出可對決旨」の申渡に変更し、更に同年十二月の再改正時に「金銀出入之分計」を、「三十日目」へと期間延長したと解釈しうる点である。

すなわち、松浦は「金銀出入」の差日を三十日のままに据置き、病氣断の間隔を三十日へと拡張する一方、「金銀出入之外」出入には中抜差を採用し、病氣断の間隔を次之御用日へと短縮（寛保元年九月以降のある時点からみれば据置き）することで、享保期にはさほど大きな差異が見られなかった両者の手續を明確に区別する「もつと端的には「金銀出入」の冷遇ともいふべき」改革を実施したと考えることができよう。また、金銀出入の各局面に訴訟人・相手方の両当事者に加

え、家主・年寄・五人組などの関与を義務付けることで、彼らを介した済口（内済）・願下による解決を促進しようとする意図も垣間見ることができるといえる。

これら一連の改正に対応する措置―「金銀出入之外」出入の優遇に伴うその外観をまとった濫訴の抑止―とも考えられるが、同じく寛保元年には

「寛保元酉年両奉行申合」

一金銀出入之外諸願者、家持八年寄、借屋人者家主、且又在方之もの二候得者、右居村庄屋奥印無之分ハ不及沙汰候事

但、金銀出入ニ而茂願人病氣ニ而名代を以願出候時者、在方ハ居村庄屋、町内者居町年寄病氣見届無相違旨、奥印無之分ハ是又不及沙汰候事

と、「金銀出入之外諸願」の出訴にあたっては、町方は年寄・家主、在方は居村庄屋などの奥印を義務付けられることとされた²⁴⁾。

最後に、残念ながら現時点では正確な時期が特定できず、松浦による改正とは断定できないものの、先訴制度についても享保期から大きな変更が加えられた。「大坂御仕置覚書」には先訴制度に関する改正として、次のように記されている（二つ書きが享保期の手続、括弧内「朱書」が延享二（一七四五）年一二月時点で実施されていた手続²⁵⁾）。

一日切證文申付候後之訴訟者、取上ケ不申事

「此儀、家質・質田地、其外代口物取込等之出入者、日切證文被仰

付置候内ニ而茂、訴状先へ被遣、對決被仰付候事」

一日切證文不申付内者、何人訴状差出候共先へ遣シ、或者裏判出之、何人成共日切證文申付候事

「此儀、同金銀出入ニ候得者、先訴済次第可相掛旨、後訴之者へ被仰渡候、其外品替候出入者、先訴ニ無構訴状先へ被遣、對決被仰付候事」

但、一日ニ何人茂訴出、何人成共日切證文申付、相滞候而身躰限ニ申渡候節、右日切申付候者共ニわけとらせ候事

すなわち、従来、日切證文の申付以前であれば幾口でも取り上げられた金銀出入に関しては、先訴優先が強化されて後訴は不受理とされ、「先訴済次第」新たに手続を開始する旨の申渡をすることとした一方で、「家質・質田地、其外代口物取込等出入」などのいわゆる「有物出入」は日切證文申付後であっても受理することとされ、「其外品替候出入」についても先訴が金銀出入の場合は、日切証文申付以前であればやはり受理の上、対決が命じられることとなった。

さらに、田中友恵氏の分析によれば、この金銀出入間での先訴優先強化とほぼ同時期に形成された「同日願」の制度（同日に提起された金銀出入に限り幾口でも取り上げられる²⁶⁾）により、従前より減少したとは推測されるものの、一人の相手方に複数の訴訟人が競合し、かつ債権額の違いにより異なる日切が設定される事態が依然として生じたが、ここにも松浦による改正の手が加えられた。「大坂御仕置覚書」には

一同日二疋人二日切手形数通申付候次第

六十日切

百五十日切

三百六十日切

右六十日切相済候へハ為請取候

但、六十日切不相済、手鎖懸ケ候上、身体限二成候時者、六十

日切・百五十日切・三百六十日切共ニ、銀高二應し分取せ候

「此儀、向後者輕キ日切之方満子候ハ、重キ日切之方へ延し、其

上ニも不相済候ハ、押込・手鎖等被仰付、身体限之節ハ配当可

被仰付旨、松浦河内守殿・久松筑後守殿御評儀之上、延享二年丑

八月相極候事」

と記されており、「輕キ」日切満了後に手鎖↓身体限へと移行した際には、他の訴訟人らもこの少額債権者の身体限に加わり配分を得るという従来の方式から、たとえ「輕キ」日切満了時に当該債務の弁済をなし得なくとも、そのまま「重キ（高額債権者の）」日切まで延長し、その満了時にも未済の場合に初めて三十日手鎖（または押込）の上、身体限を実施し、訴訟人間で配分する方式へと変更した事が明らかとなる。これら一連の先訴制度改正につき、田中氏はそれぞれ

・従来、日切申付以前ならば幾口でも取り上げていたものが、この改正により、日切申付以前であっても、先訴がある場合、後訴は受理とされたことは、先訴後訴制度のいっそうの強化を意味するものであった。この改正は、先訴が身躰限になった場合、先訴人による

債務者の財産の独占を可能とし、特に先訴人にとって有利なものであった。²⁷⁾

・この改正については、管見の限りその理由について記した史料を知らないが、おそらく、債権回収をより確実にするためであったと考えられる。なぜなら、日切を「重キ日切」に統一することで、債務者にはその分だけ弁済の猶予が与えられることとなり、その結果「銀高二應し分取」る債権者たちの取り分を高めることになったであろうからである。²⁸⁾

と推測されたが、これらの変更をこれまで見てきたような松浦の金銀出入取捌法改革の一環として捉え直すならば、先述の差日や病氣断に關する変更とも相俟つて、金銀出入の後訴訴訟人は無論の事、先訴訴訟人をも冷遇する方向への転換と考えることもできよう。同氏が想定するのは、延長された日切中に手鎖・押込による支払強制が全くなくとも、²⁹⁾全債権者たちの取り分を高めようと不断に努力するいわば「誠実な」債務者であり、一般的な債務者にとっては、最終局面である身躰限に至るまでの期間延長は、先に述べたような内済等の成立による解決の可能性も含めて歓迎すべきことであつたであろうし、「金銀出入」債権者数の制限および手続終了までの期間延長は、改正で以前より優遇されるようになった「家質・質田地、其外代口物取込等之出入」「其外品替候出入」のいわゆる「金銀出入之外」債権者たちにとっては、債権回収の可能性と訴訟参加への機会の増加を意味したとも考えられるからである。

また、債務者保護の観点からであろうか、

- 一 金銀出入并家質・質田地滞、日切證文申付候内之利銀も申付候事

「此儀、御城代堀田相模守殿へ御伺之上、向後利銀濟方被仰付
間鋪旨、延享二年丑正月、松浦河内守殿被仰出候事」

〔大坂御仕置覚書〕のうち

と、金銀出入であるか否かを問わず、日切中の利銀弁済は申付けない事とする改正が、「重キ日切」への転換以前の段階で、既に松浦の手により実施にうつされていた。

四 むすびにかえて

かつて、大平祐一氏は近世の刑事・民事両裁判制度に関する先行研究の到達点を概観・整理した意欲作「近世の訴訟、裁判制度について」の中で、前章に掲げた神保氏の「中抜裁判」に関する論考を取り上げ、

(前略) …こうしてみると、上位ランクの訴訟類型のほうが下位ランクのそれよりも裁判上重視されていたと見ることができるのであるまいか。江戸における「本公事」「金公事」と同様、大坂においても、こうした訴訟内容(請求内容)に対する公権力の評価に依りて裁判上の取扱いが異なつたといえよう(江戸における「本公事」「金公事」の差異と同程度かどうかはともかくとして)。…(中略) …江戸、大坂、京都いずれにおいても、売掛金

借金銀等の金銀出入は、裁判上緩慢な取扱いがなされていたといえるのではあるまいか。

と指摘された³⁰⁾が、これまで見てきたごとく、享保期の基本的枠組形成直後の大坂町奉行所における「金銀出入」は、「金銀出入之外」出入と比較してもさほど大きな差異は見出せるものではなく、むしろこの枠組は維持しつつ、その周辺手続に差異を設けることで両者を峻別し、前者を「緩慢な」手続へと変更したのは、それから約二〇年後の寛保・延享期のことであり、その改革に中心的役割を果たしたと考えられるのが当時の東町奉行松浦河内守信正であった。

この松浦主導の金銀出入取捌法改革から更に約二〇年後の明和三年から四年(一七六六〜七)にかけて、公事方御定書による統一を目論んだ幕府中央が、大坂町奉行所の遠国金銀出入に関する裁判管轄権の否定と、切金弁済制の実施(身体限の実質的回避)・先訴後訴制度の廃止を中核とする江戸の金銀出入取捌法の導入を強行した結果、金融の悪化を招来し、安永三(一七七四)年には旧制への復帰を余儀なくされた事は周知の事実であるが、この松浦による改革を、明和期における江戸法導入の前段階として位置付けることも可能ではなからうか。

もし、そういう見方が正しいとすれば、「大坂御仕置覚書」に見える左の記述

- 一 撰河兩國・中国・西国筋之外、何国之者二而茂、負銀有之者当地へ罷越候を見届訴出候時ハ、唯今迄之通、訴状旅宿之町へ遣し、彼者差留、定式之通日切并過怠之手鎖等申付、猶為滞候ハ

、身体限渡候様ニ申付、訴訟人も其領主へ断請取候へと可申渡候事

「此儀、身体限相渡させ候節、当地ニ留守居又ハ役人、或ハ用聞町人等有之候ハ、其者江身上限之わけ可被仰渡候、役人・用聞等無之分ハ、其領主へ御添翰可被遣候、且又相手当地へ登合居候而茂、御奉行所有之国之分ハ、其御奉行所へ願出候様ニ可被仰渡旨、松浦河内守殿・久松筑後守殿御評義之上、延享二年丑五月相極候事」

すなわち、たまたま在坂中の遠国の相手方が見届け出訴し、身体限の申付に至った場合、(相手方に関係する)留守居・役人あるいは用聞などへの通知や領主への添翰等の手段により、訴訟人の債権回収に便宜を図る一方で、奉行所が設置されている国の場合には、当該奉行所へ出訴するよう申渡し、今後、大坂町奉行所では訴訟を受理しないこととする改正も、遠国金銀出入に関する広範な裁判管轄権を徐々に抑制しようとする松浦の試みとして捉えることができるかもしれない。かつて本間修平氏は遠国奉行の裁判権限に関する論考中で、長崎奉行のそれにつき、一九世紀初頭に成立したと推測される「撰州西官邸裁判至要」の左の記述

一 播州之外ニ而之西国・四国・中国之者与取引之金銀出入之分ハ、前々々当奉行所ニ而取上、訴状相手方江差遣候付、此始終取斗ハ遠国役ニ而為取扱候之事

但右国々之出入、金貳両貳分・銀百五拾匁・錢拾三貫文・米貳

石五斗、右已下ニ候得者、相对次第可申渡候、尤相手当表江登り合七居候儀を見届、其もの相手取願出候節者、町方之者相手取候出入同様、目安役ニ而為取斗候、播州ハ撰河在方同様ニ候、且又肥前之内長崎者奉行所有之候付、当奉行所ニ而不取捌候事

を引用された上で、遠国金銀出入が大坂町奉行所の裁判管轄に属することは前述したとおりであるが、右史料によれば、その場合でも、被告が長崎の間人であれば、大坂町奉行所は取捌かないというのである。右記述では、このケースが長崎奉行の裁判権に服するのか、それとも評定公事となるのか明瞭ではないし、当該史料の信憑性も検討されねばならないが、さしあたり、これを検証する他の史料を見出せないで、ここでは右史料の存在を指摘するにとどめたい。

と論じられたが、文言の類似からみてこの「裁判至要」の記述は、右の「大坂御仕置覚書」の内容を念頭に置いたものと考えてもよからう。「長崎者奉行所有之候」という理由で大坂町奉行所が取捌かないのは、「御奉行所有之国之分ハ、其御奉行所へ願出候様ニ可被仰渡」と、従来有していた遠国金銀出入の裁判権を手放し、これを地元奉行所へ委ねるといふ方針転換を行った松浦の改革に端を発するものといえるのではなからうか。

以上、本稿では金銀出入取捌法を素材に、寛保から延享期にかけ松

浦河内守が主導したと思しき改革の一端を紹介してきたが、残された課題は山積している。なにより各種史料に記された同時期の出入筋に関するその他の変更も決して少なくなく、松浦の改革が多岐にわたるものであったことを窺わせる。たとえば大坂町奉行所の金銀出入取捌法の特徴の一つに挙げられる出訴期限一〇年の原則については、

一金銀出入滞、拾箇年之内訴出候ハ、裁許可申付候、拾ヶ年過訴出候ハ、奉行所ニ而取捌不申、相對次第可申渡事

「此儀、十箇年目ニ訴状付ヶ候処、相手病死いたし候ニ付、訴状被召上、相續人極次第可願出旨被仰渡、拾壹ヶ年目相續人極訴出候節、是ハ請ヶ方ニ而及延引、願人之油断無之二付、年切レ候とも御取上ヶ可被成旨、佐々美濃守殿・松浦河内守殿御評義之上、寛保元酉年十月相極候事

但、十箇年目ニ先訴不審願之對決之上、先訴無相違、日切等被仰付、右出入相済、後訴十一ヶ年目ニ相成願出候砌ハ、年切レ候得共御取上ヶ可被成候、併先訴相済、二、三ヶ月も過訴出、油断ニ而及延引候筋ニ候ハ、御取上ヶ被成間敷旨、是亦右同月、御評義之上被仰出候事」

〔大坂御仕置覚書〕のうち

と、願人の過失（「油断」）の有無により、原則適用の可否を判断すべき旨の改革が記されているし、

・一縁者者、聲・舅・小舅・姉聲・伯母聲・姪聲迄、右同断

「此儀、相聲金銀出入も、向後相對次第二可被仰渡旨、寛保元酉年

十二月、佐々美濃守殿・松浦河内守殿御評義之上相極候事」

〔大坂御仕置覚書〕のうち

「寛保元酉年十二月両奉行申合」

・一相聲江合力訴出候ハ、可申付候事

〔吟味役手留〕のうち

・一孫出生已後、娘致離別候而、預ヶ銀之事、元聲を相手取願出候時、右孫二名跡可相譲と極置離別ニ而も、母忌服受候事故、不取上事ニ候

右者孫惣領ニ而、名跡人ニ候處、濟方申付候時ハ、相滞候節、身限為相渡候得共、孫之可取身躰を、母方祖父取上候道理ニ相當り候故、如斯先ツ極置候、河内守殿被登候上、相談之上可相極候得共、夫迄之内、先此通相極候事

右ハ松浦河内守殿御登り被成候已後も御同心ニ而、弥前條之通相極候事」

〔大坂御仕置覚書〕のうち

など、服忌令を意識したと思われる親類縁者間の訴訟の受理・不受理に関する改革も行われている。これら一連の改革にも分析を加え、更にはその後の取捌や評儀による変遷までをも追跡することで、松浦河内守による出入筋改革の全体像とその意図がはじめて明らかになるといえるよう。

また、これらの諸改革とりわけ本稿で取り上げた金銀出入取捌法の改革が松浦の個人的資質に基づくものであったのか、あるいは幕府中央への伺や承認を経たものであったのか否かなどについても現時点では明らかにし得ない。右に掲げた史料中にみえる「河内守殿被登

候上、相談之上可相極候得共」³²「松浦河内守殿御登り被成候已後も御同心二而」という記述や、質地に関する「大坂御仕置覚書」中の左の記述

一 家質并質田地茂、定式之通日切申付候而茂不埒二候ハ、家屋鋪并田地、證文之通為相渡可申事

但、田地裁許之格式、享保六丑十二月改被仰出二付、京都奉行所江訴候得と申渡候事

「此儀、北条安房守殿・鈴木飛驒守殿御在勤之内、享保七年寅九月、江戸分御奉書到来、大坂町奉行所御取捌二相成候、且

又質田地格式之儀、松浦河内守殿分御勘定所へ御聞合せ被成候処、萩原伯耆守殿分御下ケ札を以被仰越候趣左之通・・・

〔後略〕

などから、享保期の基本的枠組形成時と同様に、幕府中央との比較的緊密な連携のもとで改革が推進された可能性も否定できない。

さらには、これに関連して、改革の歴史的位置付けについても分析を加える必要がある。大坂での実績を評価され、延享三（一七四六）年に勘定奉行へと昇進した松浦はその後、寛延元（一七四八）年六月には長崎奉行兼職を命じられ、現地で長崎貿易改革に邁進することになった。この長崎での松浦の改革からその後の失脚までをも詳細に研究された鈴木康子氏は、

〔前略〕…この松浦河内守の勘定奉行就任は延享三年とすでに吉宗が將軍職を家重に譲った後ではあるものの、松浦は吉宗に信任さ

れ昇進した人物であり、下級旗本であったが足高の制によって、その優秀さを武器として昇進を重ねた典型的な享保期の官僚に属する。

と論じられたが、延享期の大坂町奉行所改革につき紹介した前稿において筆者は、『前略』…また、松浦・堀田の両者は改革遂行という使命を帯び、前歴や能力を見込まれ幕府中央により意図的に町奉行・城代に選任されたのか否か、さらには施策形成過程で反復された「伺と差図」の内容についても新たな史料発見が欠かせない。これらを解明することで、「延享期の大坂町奉行所改革」を「享保の改革」の一環として把握することの可否も含め、改革の全体像をより明らかに析出し得るものと考えられる』と指摘した。松浦による金銀出入取捌法改革の一端を紹介したにすぎない本稿においても、自ら設定したこの課題は依然として妥当しているといわざるを得ず、なによりこの寛保～延享期に実施された改革が、訴訟当事者ひいては流通金融都市大坂に及ぼした影響を各種史料から探る作業も不可欠であるが、いずれも後考に俟ちたい。

註

（一）この点に関する近年の詳細な研究として、神保文夫「西欧近代法受容の前提―大坂町奉行所民事裁判法の性格について―」（石井三記・寺田浩明・西川洋一・水林彪編『近代法の再定位』所収、創文社、二〇〇一）がある。

- (2) 大坂町奉行所における先例・合議の蓄積に関しては、神保文夫「近世民事裁判における判例法の形成―『取捌題号』に見る大坂町奉行所の身代限法―」(林董一博士古稀記念論文集刊行会編『近世近代の法と社会―尾張藩を中心として』所収、清文堂、一九九八)、安竹貴彦「評儀帳―大坂町奉行所関係文書三―」(1)～(8・完)、『法学雑誌』第四九卷第一号～第五一巻第一号、二〇〇二～四、安竹貴彦・田中友恵「取捌題号―大坂町奉行所関係文書四―」(1)～(5・完)、『法学雑誌』第五一巻第三号～第五二巻第三号、二〇〇四～六などを参照のこと。
- (3) 拙稿「延享期の大坂町奉行所改革」(塚田孝編『近世大坂の法と社会』所収、創文社、二〇〇七)。
- (4) 神保、前掲注(1)論考一四九～一五〇頁、および「明和四年の大坂町奉行所金銀出入取捌法改正に関する史料」(大阪商業大学商業史博物館紀要第五号、二〇〇四)一二九～一三〇頁。
- (5) 「元和五末年今享保五子年迄古例集」(大阪商業大学商業史博物館所蔵、佐古慶三教授取集文書、目録番号A-152)中の「百六 金銀出入日切濟方之次第并手鎖身上限之儀町觸之事」。
- (6) 享保期の段階で、大坂町奉行所に「惣代付訴状」と「裏判訴状」の二種が併存していたことは、野高宏之氏が組触の分析を通じ、既に指摘されているところである。野高宏之「享保期の町触・組触―荻田家文書の紹介―」(『大阪の歴史』第六五号、大阪市史編纂所、二〇〇五、九九頁)。
- (7) 『大阪市史』第三、触二一三。寛延三年午十一月の三箇条からなる町触のうち二箇条目に
一 御用日訴訟、町方之分訴状者令裏書、惣代へ為相渡、若キ者ニ為持先江遣シ、是又人少之節者、人足ニ茂訴状為持遣シ候、且在方訴状者裏書裏判調之、訴訟人江相渡、直二先江令持参、右両様二取斗候得共、向後者在方町方共訴状當日改之、翌朝訴訟人江相渡、先江直二可令持参旨、訴訟人ニ可申付事
- とある。
- (8) 前掲、「元和五末年今享保五子年迄古例集」中の「一八」。
- (9) 『大阪町奉行所与力・同心勤方記録』(大阪市史史料第四十三輯、大阪市史編纂所、一九九五)四四頁。なお、「吟味役手留」は神戸市立博物館に所蔵されており、渡辺忠司氏の解題によれば、その作成年代は明和・安永年間と推定されている(同一三六頁)。
- (10) 野高、前掲注(6)論考、一〇九頁、通番[30]。
- (11) 野高、前掲注(6)論考、一〇五頁、通番[10]のうち。
- (12) 野高、前掲注(6)論考、一〇八頁、通番[27]。
- (13) 野高、前掲注(6)論考、一一四頁、通番[52]。
- (14) 田中友恵「大坂町奉行所における先訴後訴制度―江戸時代の金銭訴訟に関する一考察―」(二一・完)、『法学雑誌』第五二巻第二・三号、二〇〇五～六。なお、先訴制度に関する先行研究については、田中論考、第一章の注(4)を参照のこと。
- (15) 「せん年より御ふれふみ―近世大坂町触関係史料―」(大阪市立大学大学院文学研究科都市文化研究センター、二〇〇四)、五〇頁。なお、享保六年一月の組触にも
一日切手形不申付、段々裏判・惣代付訴状有之者先訴之方へ日切手形申付候時ハ、日限二いたしたる裏判訴状ハ御番所江差出、先訴日切出入済候上二而可願出事
丑十一月廿日
とあり、先訴への日切手形申付時が後訴の受理期限となっていたことを確認しうる(野高、前掲注(6)論考、一一〇頁、通番[34])。
- (16) 「せん年より御ふれふみ」、五五頁。
- (17) 同右、五一頁。
- (18) 前掲、『大阪町奉行所与力・同心勤方記録』、四三頁。
- (19) 同右、四四頁。
- (20) 神保文夫、「近世私法史雑考(二)」(『法政論集』一三三、二九五～三〇八頁、一九九〇年)。

- (21) 前掲、拙稿「評儀帳」(六)、「法学雑誌」第五〇巻第三号、二二五頁。
- (22) 『大阪市史』第三、四五八頁、触一七九七「對決之節病氣之事」。
- (23) 大阪商業大学商業史博物館所蔵、佐古慶三教授収集文書、目録番号A-12。なお、同書の表紙には表題とともに「牧野茂右衛門」の名があり、末尾には
右一冊者、寛保二壬戌年極月、安井新十郎若年二付、後見代番被仰附候故、古屋甚兵衛分借写致所持也
戊年十二月廿三日
と記されている。
- (24) 前掲、「吟味役手留」(『大阪町奉行所与力・同心勤方記録』、四五頁)。
- (25) 「大坂御仕置覚書」の末尾には
右者北条安房守殿・鈴木飛驒守殿御在役之節、被仰出候御定法也
但、当時御取捌相改候儀杯、此度朱書を以添削細注之上、所持する者也
延享二乙丑年
十二月改
八田五郎左衛門
と記されており、この史料が八田家文書の一つであるとともに、享保期の基本的枠組を当時の町触等を中心に墨書し、改正が加えられた事項につき朱で添削・細注を加えた、いわば延享二(一七四五)年一二月時点での現行法ともいふべき内容を具備するものであることが判明する。なお、神保文夫氏が紹介された史料「懸合一件留」中にも、明和三(一七六六)年八月の両大坂町奉行連名の江戸への回答として、先訴制度の変遷について記した左の記述がみられるが、
全躰享保五子年御下知之趣と当時取捌来候と者相違仕、子年御下知二者、訴状相手方江差遣候而も、対決之上濟方日切証文不申付内之後訴者、幾口も為請候様可仕旨ニ御座候、然ル処当時之仕来者、訴状何通ニ而も同日差出候得者裏書仕、相手方江差遣、翌日分

- 訴出候分者、相手方先訴有之旨申聞、訴状取上不申候、御下知有之後、右之通取捌相違仕候儀者、伺之上相極候哉、此段難相分御座候(後略)
- と、当時の大坂町奉行所じたいが、この改正の経緯を把握してなかったらしいことが窺われる(神保、前掲注(4)論考、二二八頁)。
- (26) 田中、前掲注(14)論考(一)、「法学雑誌」第五二巻第二号、一一三～一五頁。
- (27) 田中、前掲注(14)論考(二・完)、「法学雑誌」第五二巻第三号、一六一～一二頁 参照。
- (28) 田中、前掲注(14)論考(一)、「法学雑誌」第五二巻第二号、一一五頁 参照。
- (29) 「評儀帳」(老番取捌帳 式)にも、
延享二丑八月廿四日
一金銀出入、同人二而
「以来者重キ日切迄延シ、一緒ニ手鎖・押込」
と記されている(『法学雑誌』第四九巻第三号、一一五～一六頁)。
- (30) 法制史学会年報『法制史研究』四一(創文社、一九九二)、二〇八頁。
- (31) 「出入筋の管轄にかんする若干の史料―遠国奉行について―」(『法学新報』第九六巻第七・八号、一九九〇)二六～二七頁。
- (32) 「長崎奉行の研究」(思文閣出版、二〇〇七)一五七頁。

